

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

寄付金等取扱規程

目次	
(目的)	2
(定義)	2
(寄付金の種類)	2
(一般寄付金等の募集及び用途)	2
(特定目的寄付金等の募集及び用途)	3
(金銭以外の寄付金)	3
(寄付金等の受入の制限)	3
(寄付金等の受領後の対応)	3
(寄付金等の使途結果の報告)	4
(個人情報保護)	4
(遺贈及び相続財産からの寄付)	4
(雑則)	4
(規程の改正)	4

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン(以下「PWJ」という。)が受領する寄付金等の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、PWJの寄付金等取扱い事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、寄付金とは、PWJが返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭のほか、金銭以外物品、不動産及び財産権等(PWJに対する無償の役務提供を除く)をいう。また、寄付金、会費及びふるさと納税交付金をあわせて「寄付金等」という。

(寄付金の種類)

第3条 PWJが受け入れる寄付金の種類は、「一般寄付金」及び「特定目的寄付金」とする。

二 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄付金

個人または団体から用途の特定がなされないで受領する寄付金

(2) 特定目的寄付金

用途を特定して、個人または団体から受領する寄付金

三 総会で承認する活動計算書における寄付金は、「受取会費」(正会員受取会費を除く)・「受取一般寄付金」・「受取特定目的寄付金」・「物品・現物等寄付収入」・「NPO活動支援交付金」(ふるさと納税交付金)とする。これらは、前項に規定する種類によって、管理・使用する。

(一般寄付金等の募集及び用途)

第4条 PWJは常時一般寄付金を募ることができる。

二 一般寄付金は、PWJの定款第4条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、定款第3条の目的を達成するために必要な社会課題解決促進経費・コミュニケーション経費・組織共通経費等(以下「一般管理費」という。)に使用することができる。

三 正会員会費、賛助会員会費及びピースサポーター会費は前項の規定に従って使用するものとする。

(特定目的寄付金等の募集及び用途)

第5条 PWJは常時特定目的寄付金を募ることができる。

- 二 特定目的寄付金は、一般管理費を控除した残額の総額を定款第4条の特定非営利活動に係る事業のうち特定の事業に使用することとして資金用途を具体的に定めなければならない。この場合、一般管理費は寄付金総額の25%以下でなければならない。
- 三 ワンだふるサポーター、ワンだふるファミリー、その他会費及びふるさと納税交付金は前項の規定に従って使用するものとする。

(金銭以外の寄付金)

第6条 金銭以外の寄付金については、寄付者に説明した寄付の用途の範囲内で、PWJが自ら使用するほか、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を前2条の規定に従って使用するものとする。

(寄付金等の受入の制限)

第7条 PWJは、寄付金等が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受入を辞退し、寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- (1) 法令または定款に抵触するとき
 - (2) 寄付金等の受け入れに起因して、PWJに著しい負担が生じるとき
 - (3) PWJの業務遂行上支障があると認められるとき、またはPWJが受け入れるには不相当と認められるとき
 - (4) 寄付者が用途を指定して行った寄付に関し、その用途が定款に定めるPWJの目的の達成に資するものでないとき
- 二 前項に基づき、PWJが寄付者またはその承継人に対して、寄付金等の返還をする場合に、寄付者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等のPWJの指定する適切な方法をとることができるものとする。

(寄付金等の受領後の対応)

第8条 PWJが別に定める金額以上の寄付金等を受領したときは、前条に定める受入制限に該当しない限り、遅滞なく礼状(受領書)または領収証(以下「領収証等」

という。)を、寄付者またはその承継人へ送付する。ただし、寄付者もしくはその承継人の氏名、名称、所在等が客観的な記録等から確認できない場合、または寄付者もしくはその承継人が特段の意思を表明したときはこの限りでない。

- 二 前項のほか、PWJは、理事会の決定に基づき、寄付者またはその承継人に対して、特別な表彰を行うことができる。

(寄付金等の使途結果の報告)

第9条 寄付金等の使途結果の報告は、PWJの社員総会における事業報告及びホームページ、ニュースレターまたは会報誌等により、適時適切に行うものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄付者及びその承継人に係る個人情報は、PWJが別途定める個人情報保護方針に基づき、適切に取得、管理及び利用しなければならない。

(遺贈及び相続財産からの寄付)

第11条 寄付者からの遺贈及び相続財産からの寄付、信託や生命保険の仕組みを利用した寄付についても、本規定を準用する。

- 二 遺贈または相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

(雑則)

第12条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、別に理事会において定める。

(規程の改正)

第13条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。

附 則 この規程は、2021年3月19日から適用する。